

特別養護老人ホーム

ひだか博愛園みちしお

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所

運 営 規 程

社会福祉法人 博愛会

ひだか博愛園みちしお指定（介護予防）短期入所生活介護事業所

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会が運営するひだか博愛園みちしお指定（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師及び介護職員等以下、「（介護予防）短期入所生活介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の（介護予防）短期入所生活介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所において入浴、食事の提供、機能訓練等を行い、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
2. 事業の実施の当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. その他「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年和歌山県条例第65号）及び「和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年和歌山県条例第66号）を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 特別養護老人ホームひだか博愛園みちしお
- （2）所在地 和歌山県日高郡日高町大字阿尾字洲野646番地

（職員の職種、人数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、人数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる

(1) 管理者 1 名
事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護職員等
医師 1 名
生活相談員 1 名
介護職員 6 名以上
看護職員 1 名以上
管理栄養士又は栄養士 1 名以上
機能訓練指導員 1 名以上
職員は、介護の提供等に努める。

(利用定員)

第 5 条 当事業所の利用定員は、20 名とする。

(ユニット数：2 ユニット、ユニット定員：10 名)

(指定（介護予防）短期入所生活介護の内容)

第 6 条 指定（介護予防）短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 日常動作訓練
- (3) 食事・入浴・清拭・排泄等の介護
- (4) 健康チェック・看護
- (5) 家族介護者教室
- (6) 送迎

(利用料等)

第 7 条 指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービス（現物給付）であるときは、当該利用者に交付された負担割合証に記載された割数、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。なお厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）を、事業所の見やすい場所に掲示する。

2. 前項の額のほか、利用者より次の費用の支払いを受けることができる。

- 一 居住費 1 日あたり 1, 470 円(非課税)
- 二 食費 1 日あたり 1, 545 円(非課税)
- 三 理容代 実費

四 日常生活費の利用者負担分 実費

五 介護保険給付の支給限度額を超える実費（介護予防）短期入所生活介護サービスを利用した場合 1日あたり 各介護度の10割

六 次条の通常の事業の実施地域内を超えて行う指定（介護予防）短期入所生活介護に要した交通費

通常の事業の実施地域を超える場合 1kmごとに42円（内税）を加算

3. 前項の費用又居住費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。居住費についてはその算定根拠を説明することとする。

4. 第二項の各号に掲げる費用の額は変更することができる。その際にはあらかじめ利用者又はその家族に対してその根拠について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5. 第二項第一号の居住費について、見積もり当時に想定していなかった事情により新たな費用が発生したときは、当該費用を基礎として居住費の額を変更することができるものとする。

（通常の送迎地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、事業所を利用するに当たっては、短期入所生活上の日課、ルールを守り、（介護予防）短期入所生活介護員等の指示に従わなければならない。

（緊急時等における対応方法）

第10条 （介護予防）短期入所生活介護員等は、（介護予防）短期入所生活介護を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第11条 利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束について)

第12条 (介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供に当っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、あらかじめ、当該利用者又はその家族に対してその内容等を詳細に説明し、同意を得たうえでその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。

(虐待の防止等)

第14条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について（介護予防）短期入所生活介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) （介護予防）短期入所生活介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、（介護予防）短期入所生活介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 月1回

2. 職員は、業務上の知り得た利用者又はその家族の情報を正当な理由がない限り、漏らしてはならないとし、その職員が退職した後も同様とする。
3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人博愛会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。